

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第163期（2021年4月1日～2022年3月31日）

- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ① 連結株主資本等変動計算書
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 株主資本等変動計算書
 - ④ 計算書類の個別注記表

株式会社 巴川製紙所

法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.tomoegawa.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

<内部統制基本方針の内容>

当社では、内部統制基本方針を定め、その体制構築を進めております。内部統制基本方針の内容は、次のとおりです。

当社は、創業精神の「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を旨とする企業倫理に従って、TOMOEGAWAグループの企業活動を進めていくと共に、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下の通り定める。当社は、社会環境の変化及び当社の事業・体制等の変更に応じ、この基本方針を見直し、内部統制システムを整備・維持するよう努める。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 組織

- ・当社の取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、当社は社外取締役を招聘する。
- ・当社の代表取締役社長は、法令・定款及び社内規程に従って業務を遂行し、原則として毎月開催される当社の取締役会において業務執行状況を報告する。
- ・当社の監査等委員会室は、TOMOEGAWAグループ全体及びグループ各社の経営に重大な影響を与えるリスク管理、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制事項、その他の内部統制事項に関する施策の妥当性を調査し、調査結果を当社の監査等委員会と代表取締役社長に報告する。
- ・コンプライアンスの実施責任者として、当社は業務本部長を任命する。同本部長の指揮の下、当社のコンプライアンスグループがTOMOEGAWAグループ全体のコンプライアンスへの取組みを促進する。

(2) 施策

- ・当社の代表取締役社長は、TOMOEGAWAグループの企業活動を進めていく上で、内部統制システムの整備が必要不可欠であると認識している。

- ・TOMOEGAWAグループのすべての役員並びにパート及び派遣社員を含む従業員は、業務を遂行するに当たり、TOMOEGAWAグループ行動規範及びグループ各社のコンプライアンス行動指針（日本国内においては当社の定めるTOMOEGAWAグループコンプライアンス行動指針を基本とし、国内外を問わず、グループ各社がその適用法令、事業内容、社内規程の整備状況等に応じて別に定める場合には、当社の承認を受けた行動指針をいう）から成るTOMOEGAWAグループ企業倫理に従うものとし、誓約書をグループ各社の代表者に提出して企業倫理の順守を誓約する。
- ・当社の業務本部長の指揮の下、コンプライアンスのカテゴリーごとの責任部署の責任により、当社の役員及び従業員に対するコンプライアンス教育、TOMOEGAWAグループ各社のコンプライアンス活動の指導、TOMOEGAWAグループのコンプライアンス違反への対策等を実施する。
- ・内部通報システムの運用によりTOMOEGAWAグループのコンプライアンス問題の早期把握と解決を図る。内部通報システムは当社に限らず、TOMOEGAWAグループに所属する全社の従業員が利用できる。内部通報システムの通報先及び相談先として、当社の業務本部長に加え、当社の監査等委員である取締役及び外部弁護士を指定する。当社は、この内部通報システムに加え、当社の代表取締役社長他への匿名メールシステムあるいはメッセージボックスも設置している。
- ・TOMOEGAWAグループは、市民生活に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、これらに対し毅然とした態度で対応する。

(3) 監査

- ・当社の監査等委員会は、法令に基づく権限を行使し、当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人と連携して当社の取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査する。
 - ・当社の監査等委員会室が内部統制の活動状況を調査し、その結果を当社の代表取締役社長及び当社の監査等委員会に報告する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当社の文書管理規程等に基づき、決裁書、議事録、重要な契約書等当社の取締役の職務の執行に関わる文書（電磁的記録を含む）を適切に保存し、管理する。
 - ・当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員は、必要などきはいつでも上

記の文書を閲覧できる。

- ・ 当社の社内情報システムを活用した稟議書ワークフローにより稟議手続を順守させると共に、稟議書のデータベース化を図る。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ TOMOEGAWAグループのリスクを体系的に管理するための規程（リスク管理規程）を定め、当社の業務本部長を統括責任者とし、当社のコンプライアンスグループを統括部署として、リスクのカテゴリーごとの責任部署の責任において、リスク管理を実施する。
 - ・ 当社は、地震や火事などの緊急事態が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに基づいて対応する。当社は、関係者が即座に必要な措置を取ることができるように、なすべきことを定め、関係者全員に周知する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、業務執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会による経営の迅速化、監督機能の強化を図る。
 - ・ 当社の代表取締役社長は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社の重要な経営課題につき担当執行役員及び関係責任者から成る経営会議に諮問する。
 - ・ 当社は、TOMOEGAWAグループの長期事業目標を達成するために、中期経営計画及び期毎の社長方針を当社の全役員及び従業員に理解させ、各人の具体的な業務計画に反映させる。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、TOMOEGAWAグループ各社相互間の緊密化を図るため、グループ会社管理規程を定める。
 - ・ 事業領域ごとにカンパニーを置き、その下に当社の事業部を置く。カンパニーは、新製品開発の加速及び製販一体化にもとづく収益管理力強化と業務生産性を改善し、実績の向上を目指す。カンパニー長は、各事業の業務管理責任を負う。また、当社の事業部と子会社を連結してひとつの事業体とし、事業管理責任はカンパニー長が負う。なお、連結事業部の専属でない子会社は、当社の担当本部長が業務管理責任を負うことを原則とする。これとは別に昌栄印刷株式会社は、担当本部長が業務管理責任を負う。
 - ・ 子会社の役員は、当該事業に係る責任又は当該業務管理責任を負う当社の事業部長又は本部長を含む関係責任者に対して、定期的に子会社の業務執行状況を報告するとともに、当社又

は子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項が発生した場合には、当該関係責任者に対し、直ちにこれを報告する。

- ・子会社の重要業務案件は、当社の決裁規程の定めに従って決裁される。
 - ・コンプライアンスプログラム及びリスク管理は、子会社も対象に含まれる。当社は、コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署を定め、TOMOEGAWAグループのコンプライアンス及びリスクの統括管理を義務付ける。当該連結事業に係る責任又は業務管理責任を負う当社のカンパニー長又は本部長は、コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署と協議のうえ、TOMOEGAWAグループ各社の規模や業態別に、必要に応じて適正数の監査役やコンプライアンス及びリスクの推進担当者を配置するよう、TOMOEGAWAグループ各社の代表者に対して勧告する。TOMOEGAWAグループ各社の代表者は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事象が発生した場合には、当該コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署（責任部署が不明であれば当社の業務本部長）に対して、直ちにこれを報告する組織体制を自社内に整備する。
 - ・当社は、子会社と共通の有効な情報伝達システムを構築する。
 - ・当社の監査等委員会室は、当社の監査等委員である取締役と連携し、子会社業務の監査を行う。
6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ・当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設置し、原則として複数名の監査等委員会補助スタッフを配置する。
 - ・当社の取締役会は、当社の監査等委員から監査等委員会補助スタッフの増員等の要請があった場合は、監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、要請に応じた増員等の措置を講じる。

7. 当社の監査等委員会補助スタッフの当社の監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性に関する体制
 - ・ 当社の監査等委員会補助スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分を行うにあたっては、当社の監査等委員会の同意を要する。
8. 当社の各監査等委員である取締役の当社の監査等委員会補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 当社の監査等委員会補助スタッフへの指揮命令権は、当社の各監査等委員である取締役及び当社の代表取締役社長の双方に属する。それぞれによる指揮命令が相互に矛盾する場合、当社の各監査等委員である取締役による指揮命令が優先される。
9. 当社の取締役及び使用人、当社の子会社の役員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - ・ 当社の監査等委員である取締役は、当社の取締役会に自ら出席して当社の取締役及び執行役員から業務執行状況その他重要事項の報告を受ける他、当社の重要な意思決定に関わる経営会議等の会議及び当社の子会社の重要な意思決定に関わる当社の子会社の取締役会等に当社の監査等委員会補助スタッフを出席させ、当該監査等委員会補助スタッフから当該会議の内容の報告を受ける。
 - ・ 当社の取締役及び執行役員は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに当社の代表取締役社長及び当社の監査等委員会又は監査等委員である取締役全員に報告する。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役は、TOMOEGAWAグループ全社の役員及び従業員に対しいつでも業務執行状況その他重要事項につき報告を求めることができる。
 - ・ 当社の取締役は、法令の定めに基づく報告事項に加え当社の監査等委員会に報告すべき事項を監査等委員である取締役との協議の上決定する。
 - ・ 当社の監査等委員会室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告しなければならない。
 - ・ TOMOEGAWAグループに所属する全社の従業員が利用できる内部通報システムの通報先及び相談先の一つとして、当社の監査等委員である取締役を指定する。
 - ・ 当該内部通報システムのすべての情報は、当社の業務本部長に連絡されて一元的に管理され、業務本部長が当社の監査等委員会に対応を含めた状況報告を行い、さらに当社の監査等委員会は当社の取締役会に対して審議内容を報告する。

10. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 当社の定めるTOMOEGAWAグループコンプライアンス行動指針において、コンプライアンス相談・連絡を行った者の身分が保障されるとともに、不利益な取扱いを受けないことを明記する。
11. 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 当社の監査等委員である取締役の職務執行費用の予算は、監査等委員会が決定する。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役が緊急又は臨時に支出した費用は、事後、当社に償還を請求できる。当該請求については、当該請求にかかる費用が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社はすみやかに当該費用を処理する。
12. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社の監査等委員会は、当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人に監査計画の提出を求め、また当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人とそれぞれ定期的に意見を交換する。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役が必要と認めたときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を任用することができる。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役は、TOMOEGAWAグループ各社の監査役との連絡会を開催し、監査業務についての意見交換を行う。
 - ・ 当社の取締役は、当社の監査等委員である取締役の意見を尊重して監査等委員会の監査の環境整備に努める。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当事業年度における主な取組みは次のとおりです。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ コンプライアンス意識の醸成のため、当事業年度、コンプライアンス研修を継続しています。
 - ・ 日本語、英語、中国語に対応させた内部通報窓口のインターネット版を活用し、1人1人の

声を吸い上げて誠実に対応しています。

- ・内部通報システムの周知を目的に国内の当社グループ会社を対象に体験通報を継続していません。
2. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループの損失に結びつく特に対策が必要なリスクを影響度と頻度により特定し、年度末に状況モニタリングを実施し、改善活動を継続しています。
 3. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は取締役会を月1回以上開催しており、当事業年度は14回開催しました。
 - ・取締役及び部門長等により構成する経営会議を月2回開催し、取締役会審議事項の事前審議及びその他重要事項についての審議・決定を行い、意思決定の迅速化と業務運営の効率化をはかっています。
 - ・当社は、当社グループ会社の管理運営体制を統括する部署を設置し、当社グループ会社の経営の効率性確保に努めています。
 - ・当社は、連結ベースでの経営計画を策定し、経営目標を当社グループで共有し、連結ベースでの経営を推進しています。
 4. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・企業集団における業務の適正を確保するための体制として、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の管理は経営戦略本部が行うこととしています。
 - ・監査等委員会室の監査を定期的に受審し、業務の適正を確保しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	本	
当連結会計年度期首残高	2,122	5,470	3,122	△377		10,338
当連結会計年度変動額						
資本剰余金から利益剰余金への振替		△2,226	2,226			-
親会社株主に帰属する当期純利益			1,650			1,650
自己株式の取得				△0		△0
連結子会社の保有する親会社株式の変動		6		88		95
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	-	△2,220	3,876	88		1,745
当連結会計年度末残高	2,122	3,249	6,999	△288		12,083

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	288	△107	979	1,160	3,814	15,313
当連結会計年度変動額						
資本剰余金から利益剰余金への振替						-
親会社株主に帰属する当期純利益						1,650
自己株式の取得						△0
連結子会社の保有する親会社株式の変動						95
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	0	498	△262	235	321	557
当連結会計年度変動額合計	0	498	△262	235	321	2,302
当連結会計年度末残高	289	390	716	1,396	4,136	17,616

(注)記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の名称

14社

TOMOEGAWA (U. S. A.) INC.、TOMOEGAWA EUROPE B. V.、TOMOEGAWA HONG KONG CO., LTD.、巴川(広州)国際貿易有限公司、(株)巴川ホールディングス惠州、巴川影像科技(惠州)有限公司、日彩控股有限公司、日彩影像科技(九江)有限公司、TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD.、巴川物流サービス(株)、新巴川加工(株)、三和紙工(株)、日本理化製紙(株)、昌栄印刷(株)

連結の範囲の変更

前連結会計年度において連結子会社であった日本カード(株)は、当社及び当社の連結子会社が保有する同社の全株式を売却したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

連結の範囲から除いた理由

巴川コリア(株)、台湾巴川股份有限公司等

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

持分法を適用した関連会社の名称

1社

(株)トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルム

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

持分法を適用しない関連会社の名称

持分法を適用していない理由

巴川コリア(株)、台湾巴川股份有限公司等

A Tエレクトロード(株)

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
巴川(広州)国際貿易有限公司	12月31日 ※
巴川影像科技(惠州)有限公司	12月31日 ※
日彩影像科技(九江)有限公司	12月31日 ※

※連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社においては、建物及び構築物については定額法、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。また、連結子会社においては、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～47年

機械装置及び運搬具 4～14年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上することとしております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度の負担額を計上することとしております。

③役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上することとしております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループは、主に製品の製造、加工、販売を行っており、これら製品の販売については、下記の時点で当社グループの履行義務を充足すると判断し収益を認識しております。

輸出販売は、取引条件に応じて製品の船積み時または製品を顧客に引き渡した時に収益を認識しております。

国内販売は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、顧客への財の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。また、支給元が買戻し義務を負う有償支給取引においては、当社グループが支給元より受け取る額から支給品の対価として支給元に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

当社グループの取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理することとしております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

②重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、ヘッジ会計の特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

③退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(2年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による均等按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上することとしております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

⑤連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 支給元が買戻し義務を負う有償支給取引に係る収益認識

従来は、支給元から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、支給元が買戻し義務を負う有償支給取引においては、支給元から受け取る額から支給品の対価として支給元に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、当社グループに残存する支給品は棚卸資産として認識しないことといたしました。

(3) 当社グループが買戻し義務を負う有償支給取引に係る収益認識

有償支給取引において、従来は有償支給した原材料等について消滅を認識しておりましたが、当社グループが買戻し義務を負う有償支給取引においては、有償支給した原材料等について消滅を認識しない方法に変更しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

(4) 輸出版売に係る収益認識

輸出版売において、従来は、主に船積日に収益を認識しておりましたが、製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更したことにより、従来からの船積日に加え、一部の輸出版売については製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、利益剰余金の当期首残高への影響はありませんが、当連結会計年度の売上高が1,911百万円、売上原価が1,906百万円、営業利益が4百万円、営業外収益が4百万円それぞれ減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ9百万円減少しております。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「電子記録債権」及び「売掛金」に区分掲記いたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「金融手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記いたしました。

なお、前連結会計年度の「金融手数料」は31百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税負担を軽減する効果を有するかどうかで評価され、当該評価に当たっては、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性があるかどうかを評価されます。当該評価の結果、回収可能性がないと評価された繰延税金資産については、評価性引当額の計上により減額されます。

当連結会計年度末の連結貸借対照表において計上した繰延税金負債のうち、当社及び翌連結会計年度のグループ通算制度移行又は加入の子会社(子会社は国税のみ)の繰延税金負債の金額は445百万円であり、繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産の金額は437百万円であります。

当該繰延税金資産の回収可能性評価の基礎となる将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎として算出しております。当該事業計画は、当社グループの業績を牽引してきた半導体・電子材料関連事業及びトナー関連事業の需給環境に先行き不透明感があることから、足元の実需を踏まえた販売計画を策定のうえ、原材料価格及びエネルギー燃料価格などの高騰が継続することも前提として策定しております。

ただし、当該見積りは、将来の経済状況の変動の影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、回収可能と判断される繰延税金資産の金額が変動し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

売掛金	468百万円
棚卸資産	443百万円
建物及び構築物	2,882百万円
機械装置及び運搬具	688百万円
土地	3,018百万円
植林木	276百万円
投資有価証券	929百万円
計	8,707百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,059百万円
1年内返済予定の長期借入金	642百万円
長期借入金	4,676百万円
計	6,379百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 39,606百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	10,389,406株
A種優先株式	2,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	153百万円	15円00銭	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年5月20日 取締役会	A種優先株式	利益剰余金	100百万円	50円14銭	2022年3月31日	2022年6月7日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に銀行借入により事業活動に必要な設備投資資金及び運転資金を調達し、預金等の安全性の高い金融資産により一時的な余資を運用しています。また、デリバティブについては金利・為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、信用限度規定に沿ってリスクの低減を図っております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価を把握しリスク管理しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。一部の長期借入金の金利変動リスクは、金利スワップ取引を行い支払利息の固定化を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額3,306百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,723	1,723	—
(2) 長期借入金	(7,228)	(7,070)	157

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,723	—	—	1,723

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	7,070	—	7,070

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	トナー 事業	電子材料 事業	機能紙 事業	セキュリ ティ メディア 事業	新規開発 事業	計		
売上高								
日本	2,390	3,774	9,589	3,928	97	19,781	69	19,850
中国（香港含む）	4,093	235	107	—	—	4,435	—	4,435
その他のアジア	1,097	2,044	422	—	—	3,564	—	3,564
欧州	3,641	2	7	—	—	3,651	—	3,651
北米	782	65	68	—	—	915	—	915
その他	298	—	—	—	—	298	—	298
顧客との契約から生 じる収益	12,303	6,121	10,195	3,928	97	32,646	69	32,715
その他の収益	—	—	—	—	—	—	69	69
外部顧客への売上高	12,303	6,121	10,195	3,928	97	32,646	139	32,785

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流サービス等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、期末日後1年以内に収益として認識することを見込んでおり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

契約負債 108百万円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務は、期末日後1年以内に収益として認識することを見込んでいるため、注記を省略いたします。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,113円45銭
2. 1株当たり当期純利益	152円71銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 株式交換による日本理化製紙株式会社の完全子会社化

当社は、2022年1月21日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、当社の連結子会社である日本理化製紙株式会社（以下、「日本理化」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を実施することを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」）を締結いたしました。

本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、日本理化においては、2022年2月22日開催の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2022年4月1日を効力発生日として実施いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：日本理化製紙株式会社

事業の内容：梱包関連製品等の製造・加工・販売

② 企業結合日

2022年4月1日

③ 企業結合の法的形式

株式交換

④ 結合後企業の名称

結合後の企業名称の変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

日本理化は、粘接着技術、塗工・加工技術を柱として、ガムテープ、圧着紙、封筒用両面テープを主力とした梱包関連製品等の製造・加工・販売を営む会社であり、糊合成からの一貫ラインによるコスト競争力を強みに高いシェアを維持し、当社グループの機能紙事業を構成しています。

当社は、当連結会計年度を初年度とする5ヶ年の第8次中期経営計画に基づき、当社グループの企業価値最大化を進めており、今後、補完関係にある相互の製造設備の有効活用並びに当社グループの粘接着技術及び塗工・

加工技術の強化によるシナジー効果の具現化を加速するとともに、当社グループ経営の機動性を更に高めるため、同社を完全子会社とすることといたしました。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 当社普通株式	127百万円
取得原価	127百万円

(4)株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

①株式の種類別の交換比率

当社の普通株式1株：日本理化の普通株式0.92株

②株式交換比率の算定方法

当社及び日本理化は、本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」）の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で協議し、本株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。

③交付した株式数

150,880株

(5)非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

②非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

98百万円

2. 固定資産の譲渡

当社の連結子会社であるTOMOEGAWA(U. S. A.)INC.（以下、「TUI」）は、2022年4月22日開催の当社取締役会の決議に基づき、以下のとおり、固定資産を譲渡いたしました。

(1)譲渡の理由

当社は、当社グループの黒色トナー生産体制の最適化を図るため、2020年9月30日をもってTUIにおけるトナー生産工程を、当社及び中国の2製造拠点に移管いたしました。TUIにつきましては、トナー販売子会社として

北米、中南米の重要販売拠点として販売活動を継続している中、当社が保有する経営資源の有効活用による資産の効率化を図るため、以下の資産を譲渡することといたしました。

(2) 譲渡資産の内容

所在地及び資産の内容	譲渡益	現況
米国 イリノイ州 土地 26千㎡ 建物 11千㎡ (床面積)	3,420千US\$ (426百万円)	工場用地及び建物 遊休資産

(注) 1. 譲渡価格、帳簿価額につきましては、譲渡先の意向により開示を控えさせていただきます。

2. 譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額及び譲渡に係る費用等の見積額を控除した概算額となります。
また、上記円貨金額は1 US\$=124.64円により換算しております。

(3) 譲渡先の概要

名称	Aargus Plastics, Inc.
所在地	540 Allendale Dr. Wheeling, IL 60090
代表者の氏名	Jerome Starr
事業内容	カスタマイズされた各種ビニール袋の生産販売
設立年月日	1993年2月
当社との関係	当社及びTUIとの間には、資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者として特筆すべき事項はありません。

(4) 譲渡の日程

取締役会決議日	2022年4月22日
物件引渡日	2022年4月28日

(5) 損益に及ぼす重要な影響

当該固定資産の譲渡に伴い、2023年3月期連結決算におきまして、固定資産売却益426百万円を特別利益に計上する見込みであります。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 資 本	の 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	2,122	531	4,715	5,247	501	3,146	△5,874	△2,226	
当 期 変 動 額									
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			△2,226	△2,226			2,226	2,226	
固定資産圧縮積立金の取崩					△51		51	-	
当 期 純 利 益							740	740	
自己株式の取得								-	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△2,226	△2,226	△51	-	3,019	2,967	
当 期 末 残 高	2,122	531	2,489	3,020	449	3,146	△2,855	740	

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△288	4,854	223		223		5,078
当 期 変 動 額							
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替							-
固定資産圧縮積立金の取崩							-
当 期 純 利 益		740					740
自己株式の取得	△0	△0					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					4	4	4
当 期 変 動 額 合 計	△0	740	4		4		744
当 期 末 残 高	△288	5,595	227		227		5,822

(注)記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、構築物については定額法、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

構築物 10～42年

機械装置及び車両運搬具 4～14年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上することとしております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(2年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による均等按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、主に製品の製造、加工、販売を行っており、これら製品の販売については、下記の時点で当社の履行義務を充足すると判断し収益を認識しております。

輸出販売は、取引条件に応じて製品の船積み時または製品を顧客に引き渡した時に収益を認識しております。

国内販売は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、顧客への財の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。また、支給元が買戻し義務を負う有償支給取引においては、当社が支給元より受け取る額から支給品の対価として支給元に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、ヘッジ会計の特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) 支給元が買戻し義務を負う有償支給取引に係る収益認識

従来は、支給元から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、支給元が買戻し義務を負う有償支給取引においては、支給元から受け取る額から支給品の対価として支給元に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、当社に残存する支給品は棚卸資産として認識しないことといたしました。

(3) 当社が買戻し義務を負う有償支給取引に係る収益認識

有償支給取引において、従来は有償支給した原材料等について消滅を認識しておりましたが、当社が買戻し義務を負う有償支給取引においては、有償支給した原材料等について消滅を認識しない方法に変更しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

(4) 輸出版売に係る収益認識

輸出版売において、従来は、主に船積日に収益を認識しておりましたが、製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更したことにより、従来からの船積日に加え、一部の輸出版売については製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、利益剰余金の当期首残高への影響はありませんが、当事業年度の売上高が3,661百万円、売上原価が3,657百万円、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ4百万円減少しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税負担を軽減する効果を有するかどうかで評価され、当該評価に当たっては、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性があるかどうかを評価されます。当該評価の結果、回収可能性がないと評価された繰延税金資産については、評価性引当額の計上により減額されます。

当事業年度末の貸借対照表において計上した繰延税金資産は12百万円であり、繰延税金負債との相殺前金額は302百万円であります。

当該繰延税金資産の回収可能性評価の基礎となる将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎として算出しております。当該事業計画は、当社の業績を牽引してきた半導体・電子材料関連事業及びトナー関連事業の需給環境に先行き不透明感があることから、足元の実需を踏まえた販売計画を策定のうえ、原材料価格及びエネルギー燃料価格などの高騰が継続することも前提として策定しております。

ただし、当該見積りは、将来の経済状況の変動の影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、回収可能と判断される繰延税金資産の金額が変動し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,492百万円
構築物	106百万円
機械及び装置	688百万円
土地	801百万円
植林木	276百万円
投資有価証券	929百万円
計	<u>5,295百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	263百万円
1年内返済予定の長期借入金	440百万円
長期借入金	4,475百万円
計	<u>5,179百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 29,238百万円

3. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

TOMOEGAWA (U. S. A.) INC.	566百万円
TOMOEGAWA EUROPE B. V.	205百万円
TOMOEGAWA HONG KONG CO., LTD.	122百万円
日彩映像科技（九江）有限公司	170百万円
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD.	48百万円
巴川物流サービス㈱	35百万円
三和紙工㈱	403百万円
日本理化製紙㈱	264百万円
計	<u>1,817百万円</u>

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,170百万円
短期金銭債務	3,302百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	4,757百万円
仕入高	5,662百万円
営業取引以外の取引による取引高	579百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	169,232株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	213百万円
賞与引当金	67百万円
退職給付引当金	483百万円
退職給付信託費用	513百万円
役員退職慰労引当金	67百万円
長期未払金	28百万円
有価証券評価損否認額	1,028百万円
繰越欠損金	880百万円
その他	275百万円
繰延税金資産小計	3,557百万円
評価性引当額	△3,255百万円
繰延税金資産合計	302百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△93百万円
固定資産圧縮積立金	△196百万円
繰延税金負債合計	△289百万円
繰延税金資産の純額	12百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TOMOEGAWA (U. S. A.) INC.	所有 直接 100.0%	保証債務	保証債務(注) 1	566	—	—
				保証料の受取(注) 1	0	—	—
			資金の援助	資金の貸付(注) 2	109	関係会社 短期貸付金	122
				資金の回収	265	—	—
	利息の受取(注) 2	4		未収入金	0		
	TOMOEGAWA EUROPE B. V.	所有 直接 100.0%	製品の販売	製品の販売(注) 3	2,121	売掛金	653
	TOMOEGAWA HONG KONG CO., LTD.	所有 直接 73.8%	製品の仕入	製品の仕入(注) 3	1,049	買掛金	282
	巴川影像科技(惠州)有限公司	所有 間接 73.0%	原材料の販売	原材料の販売(注) 3	213	売掛金	390
	新 巴 川 加 工 有 限 公 司	所有 直接 100.0%	製品の 仕上、加工	外注加工費(注) 3	2,197	未払費用	187
				CMS取引	—	短期借入金	850
			利息の支払(注) 2	1	—	—	
	三 和 紙 工 有 限 公 司	所有 直接 95.2% 間接 4.8%	保証債務	保証債務(注) 5	403	—	—
				CMS取引	—	短期借入金	810
			利息の支払(注) 2	1	—	—	
日 本 理 化 製 紙 有 限 公 司	所有 直接 73.3% 間接 18.5%	製品の仕入	製品の仕入(注) 3	131	買掛金	392	
		保証債務	保証債務(注) 5	264	—	—	
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	鈴 与 有 限 公 司 (注) 6	被所有 直接 4.8%	製品及び 原材料の運搬	製品及び原材料の運搬 (注) 3	54	買掛金	0
						未払費用	8
	鈴 与 商 事 有 限 公 司 (注) 6	—	原材料等の 仕入	原材料等の仕入(注) 3	59	買掛金	23
						未払費用	8

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. TOMOEGAWA (U. S. A.) INC. の銀行借入等566百万円につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 資金の貸付及び借入、CMS (キャッシュ・マネジメント・サービス) 取引については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

4. CMS取引については、取引が反復的に行われているため取引金額の記載を省略し、期末残高のみを表示しております。
5. ファクタリング債務につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受取はありません。
6. 当社取締役鈴木健一郎の近親者が議決権の過半数を保有している会社であります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 364円25銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 62円63銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(株式交換による日本理化製紙株式会社の完全子会社化)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおりであります。